# 障がい者手帳の申請

障がいのある方が必要な援護等を受けやすくするために、障がい者手帳を交付する制度があります。障がい者手帳は、障がいの種別によって、身体障がい者手帳、療育手帳(知的障がい)、精神障がい者保健福祉手帳の3種類があります。

障がいのある方を対象とした諸制度等については、徳島県障がい福祉課のホームページに掲載されている『徳島県障害者(児)福祉のしおり』を参照してください。

『徳島県障害者(児)福祉のしおり』

http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010012500021/

※冊子版は市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)または各支所(川島・山川・美郷庁舎)にあります。

### ■ 身体障がい者手帳の申請について

#### 【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体(上下肢・体幹)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がい程度に該当される方

### 【申請に必要なもの】

- ①初めて申請する場合、障がいの変更(等級変更・障がい追加)・再認定の場合
  - ・身体障がい者診断書・意見書 (身体障害者福祉法第15条第1項の指定を受けた医師が作成したもの)
  - ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4m×よこ3m)
  - 印かん
  - ・現在お持ちの身体障がい者手帳(障がいの変更・再認定の場合のみ)
- ②再交付、他県手帳の更新の場合
  - 田かん
  - ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
  - ・現在お持ちの身体障がい者手帳
- ③居住地変更、氏名変更、県内転入、死亡等の場合
  - ・現在お持ちの身体障がい者手帳
  - 印かん

### 【申請書提出先】

市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)または各支所(川島・山川・美郷庁舎)

- ※身体障がい者手帳交付申請書及び身体障がい者手帳申請用の所定の診断書は、市福祉総務課 (鴨島庁舎本館2階)または各支所(川島・山川・美郷庁舎)にあります。
- ※身体障がい者手帳申請用の診断書は、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の指定を受けた医師が作成したものが必要です。

### ■ 療育手帳の申請について

### 【対象者】

18 歳未満の児童の場合は徳島県中央こども女性相談センター(旧中央児童相談所)で、18 歳以上の場合は徳島県障がい者相談支援センターで、知的障がいがあると判定された方。

障がいの程度によりA1、A2、B1、B2があります。

### 【申請の方法】

- ①初めて申請する場合
  - ○18 歳未満の方の場合

判定機関:徳島県中央こども女性相談センター(旧中央児童相談所)

〒770-0942 徳島市昭和町5丁目5番地の1

TEL 088-622-2205

(1)判定予約及び面接

徳島県中央こども女性相談センター(旧中央児童相談所)にご予約の上、面接を受けてください。その際に保護者からの聴き取りと本人の検査を行います。

(2)吉野川市にて交付申請

徳島県中央こども女性相談センター(旧中央児童相談所)での面接の後に、市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)にて交付申請の手続きを行ってください。

## 【申請に必要なもの】

- 印かん
- 上半身正面脱帽の写真1枚(たて4m×よこ3m)
- ○18歳以上の方の場合

判定機関:徳島県障がい者相談支援センター

〒770-0005 徳島市南矢三町 2 丁目 1-59

徳島県立障がい者交流プラザ内

TEL 088-631-8713

(1)吉野川市にて交付申請

市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)にて交付申請の手続きを行ってください。

### 【申請に必要なもの】

- 印かん
- 上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

※申請時に本人の出生時からの成長過程、現在の生活の様子等の簡単な聴き取りをします。(2)徳島県障がい者相談支援センター(毎週月曜日の午後2時~)または家庭支援事業(月1回、偶数月は吉野川市鴨島本庁舎、奇数月は阿波市市場庁舎で実施)にて面接及び判定を行いますので、ご予約の上、本人と保護者で会場にお越しください。

②療育手帳の再交付、障がいの程度の再判定の場合

市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)または各支所(川島・山川・美郷庁舎)で手続きできます。

### 【申請に必要なもの】

- 印かん
- ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

- ・現在お持ちの療育手帳
- ③居住地変更、氏名変更、保護者変更、死亡等の場合

市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)または各支所(川島・山川・美郷庁舎)で手続きできます。

### 【申請に必要なもの】

- 印かん
- ・現在お持ちの療育手帳
- 精神障がい者保健福祉手帳の申請について

### 【対象者】

精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方

#### 【申請に必要なもの】

- ①初めて申請する場合、更新手続きをする場合
  - ○診断書による申請
    - 印かん
    - ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影したもの)
    - 精神障がい者保健福祉手帳用の医師診断書(初診日から6カ月を経過しているもの)
    - 現在お持ちの精神障がい者保健福祉手帳(更新手続きの場合のみ)
  - ○年金証書による申請

精神障がいを理由に年金を受給している場合は、医師診断書の代わりに年金証書による申請ができます。

- 印かん
- ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
- 障がい年金の年金証書及び直近の振込通知書(紛失している場合は申立書)
- 現在お持ちの精神障がい者保健福祉手帳(更新手続きの場合のみ)
- ②再発行の方
  - 印かん
  - ・上半身正面脱帽の写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
  - ・現在お持ちの精神障がい者保健福祉手帳
- ③居住地変更、氏名変更の方
  - 印かん
  - ・現在お持ちの手帳
  - ※県外から転入する際は、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

### 【申請書提出先】

市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)または支所各支所(川島・山川・美郷庁舎)

- ※手帳の有効期限は2年間で、更新手続きは有効期限の3カ月前からできます。
- ※障がい者手帳申請書及び診断書(精神障がい者保健福祉手帳用)の所定様式は市福祉総務課 (鴨島庁舎本館2階)または支所各支所(川島・山川・美郷庁舎)にあります。